

来年4月施行の準備へ

プラスチック資源循環法の政省令固まる

処分施設には必要な許認可

中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会と産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会が、11月22日、ウェブで第11回合同会議を開いた。環境省と経済産業省は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」）の政省令・告示に関する案を示し、両審議会の委員からは「特段の見直しの必要はなし」とされて、来年4月1日の施行準備に入った。

プラスチック使用製品設計指針▽特定プラスチック使用製品の使用の合理化▽市区町村の分別収集・再商品化（プラスチック資源としての一括回収、中間処理工程の一体化・合理化）▽製造事業者等による自主回収・再資源化▽排出事業者による排出の抑制（判断基準）▽排出事業者による再資源化等（再資源化事業計画）——の事項があげられた。市区町村の分別収集・再商品化（中間処理工程の一体化・合理化）については、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になる。この要件

に適合する計画の認定については主務省令の再商品化実施者の能力および施設の基準で「処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるもの」であり、必要な許認可を受けたものであることとされた。

製造事業者等による自主回収・再資源化では、使用済みプラスチック製品となったものを自主回収・再資源化する計画を作成し、その計画を主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になるとされている。この要件に適合する計画の認定については、主務省令の申請者等の能力・施設の基準で「必要な許認可を受けたものであること」とされた。

排出事業者による再資源化等では、排出事業者等が再資源化事業計画を作成し、その再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処

理法の業許可が不要になる。この要件に適合する計画の認定について、主務省令では、申請者等の能力・施設の基準として、「処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであり、必要な許認可を受けたものであること」とされた。